

平成 27 年 2 月 6 日

株式会社トップ

新型インフルエンザ等対策業務計画要旨について

この度、弊社は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、指定公共機関として事業継続に努め、注射筒（針付き）等を的確かつ迅速に供給することにより国民の生命及び健康を保護することを目的とし、「新型インフルエンザ等対策業務計画」を策定しました。

常日頃より新型インフルエンザ等の感染症の情報収集に努め、万一の場合の製品供給を迅速に行えるよう対策を講じてまいります。

以上